

2006年8月2日

厚生労働大臣 川崎 二郎殿

働くもののいのちと健康を守る全国センター
理事長 福地保馬

労働保険審査会への改善要求

1. 基本的要求

- (1) 平成17年度の処理状況を例年どおり詳しく報告願います。
- (2) 未処理事案が早急に裁決できる体制に改善すること。
- (3) 再審査請求の事案は1年以内に裁決する原則を明確にすること。そのため法改正を行って、現行合議体数を増やすこと。
- (4) 公開審理のあり方など審査会の運営を民主化すること。
- (5) 働くもののいのちと健康を守る全国センターと定期的に話し合う機会をもつこと。

2. 緊急要求

- (1) 何が原因でこれほど審理遅延が起きているのかを、今後の話し合いで明らかにしてください。
(合議体数だけの問題なのか、「3か月で決定を出す」という審査官事務取扱手引きでわかるように審査官が決定を急ぐあまり「棄却」件数激増が背景にあります。その影響で請求件数が増えているためか、合議体数に比べて事務職員数が少ないのか、委員の処理能力や方法の問題か、など、根本原因について率直に話し合う姿勢がまず緊急に必要と思われまます。)
- (2) 公開審理直前4週間前に事件プリントが送付されますが、これを「公開審理3か月前までに送付」に、ただちに改善してください。
- (3) 労働保険審査会委員名簿について氏名の公表だけでなく、任期、経歴、専門性(学者・医師・弁護士など)も公表してください。
- (4) 労働保険審査会参与について氏名の公表だけでなく、任期、経歴も公表してください。
- (5) 労働者代表参与は全国労働組合総連合を含む労働団体に指名してください。

- (6) 労働保険審査会のホームページをつくり、委員名簿、参与名簿、進捗状況などを常時公表してください。

3 . 公開審理の民主的改善について

- (1) 公開審理期日は、再審査請求から 6 か月以内に行ってください。
- (2) 公開審理において、請求人及び代理人の発言制限をしないでください。
また、ビデオなども提出資料として認めてください。
- (3) 公開審理の期日は、請求人の意向を尊重してください。
- (4) 請求人が求めた場合は、複数回の公開審理の開催を保障してください。
- (5) 傍聴者の人数の制限はせず、可能な限り的人数の参加を認めてください。
- (6) 公開審理の際は審査委員の名札を明示してください。
- (7) 労働者側参与の出席を義務づけてください。また、出席状況を公開してください。
- (8) 公開審理内容閲覧に際しては再審査請求人にそのコピーを保障してください。

以上